

平成29年 第3回 定例会

枚方寝屋川消防組合議会会議録

平成29年12月26日開・閉会

枚方寝屋川消防組合議会

平成29年第3回定例会 枚方寝屋川消防組合議会会議録目次

出席議員	1
地方自治法第121条による出席者	1
議事日程・会議に付した事件	2
開会（午前10時00分）	3
伏見隆管理者開会のあいさつ	3
出席状況の報告	5
諸般の報告	5
議事日程の報告	5
認定第1号 平成28年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定について	6
中村圭一会計管理者の提案理由の説明	6
堀井勝議員の質問	9
矢追政宏総務部長の答弁	9
堀井勝議員の再質問	9
矢追政宏総務部長の答弁	10
堀井勝議員の再質問	10
矢追政宏総務部長の答弁	10
認定第1号採決	11
議案第11号 平成28年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第1号）	11
矢追政宏総務部長の提案理由の説明	11
議案第11号採決	12
議案第12号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例等の一部改正について	12
矢追政宏総務部長の提案理由の説明	12
有山正信議員の質問	14
矢追政宏総務部長の答弁	15
有山正信議員の再質問（要望）	15
議案第12号採決	16
議案第13号 枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例等の一部改正について	16
矢追政宏総務部長の提案理由の説明	16
議案第13号採決	18
議案第14号 枚方寝屋川消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	18
矢追政宏総務部長の提案理由の説明	18
議案第14号採決	19
議案第15号 和解及び損害賠償の額を定めることについて	19
森本祐司枚方消防署長の提案理由の説明	19
議案第15号採決	21
一般質問	21

広瀬ひとみ議員の質問	21
消防防災拠点の整備について	
消防地水利事業について	
矢追政宏総務部長の答弁	22
古川昌純警防部長の答弁	23
広瀬ひとみ議員の再質問	23
消防防災拠点の整備について（要望）	
消防地水利事業について（要望）	
西田昌美議員の質問	24
住宅用火災警報器の設置状況について	
寝屋川市の違反對象物について	
東口敏巳予防部長の答弁	25
西田昌美議員の再質問	26
住宅用火災警報器の設置状況について（要望）	
前田富枝議員の質問	26
救急体制の強化について	
矢追政宏総務部長の答弁	27
前田富枝議員の再質問	27
救急体制の強化について	
藤中明広消防長の答弁	28
前田富枝議員の再質問	28
救急体制の強化について（要望）	
金子英生議員の質問	29
ドクターカーについて	
古川昌純警防部長の答弁	30
金子英生議員の再質問	30
ドクターカーについて（要望）	
伏見隆管理者閉会のあいさつ	31
廣岡芳樹議長閉会のあいさつ	32
閉会（午前11時40分）	32

平成29年12月26日（火）

平成29年 第3回 定例会

枚方寝屋川消防組合議会会議録

平成29年第3回枚方寝屋川消防組合議会定例会会議録

平成29年12月26日（火）

出席議員（16名）

1番	有山	正信	7番	妹尾	正信	13番	前川	奈緒
2番	岩本	優祐	8番	高見	雄介	14番	前田	富枝
3番	漆原	周義	9番	西田	昌美	15番	松本	順一
4番	大橋	智洋	10番	廣岡	芳樹	16番	山口	勤
5番	金子	英生	11番	広瀬	ひとみ			
6番	坂光	勇哉	12番	堀井	勝			

地方自治法第121条による出席者

管理者	伏見	隆	予防部長	東口	敏巳
副管理者	北川	法夫	枚方消防署長	森本	祐司
副管理者	長沢	秀光	枚方東消防署長	植村	忠由
会計管理者	中村	圭一	寝屋川消防署長	岡田	光司
消防長	藤中	明広	総務部参事	小野	多弘
消防次長	宮崎	洋道	警防部参事	窪田	浩
総務部長	矢追	政宏	枚方市市民安全部長	宮本	勝裕
警防部長	古川	昌純	寝屋川市危機管理監	岡本	和博

議 事 日 程（平成29年12月26日 午前10時00分開会）

- | | | |
|-------|---------|------------------------------------|
| 日程第 1 | | 会期の決定について |
| 日程第 2 | 認定第 1 号 | 平成28年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 議案第11号 | 平成29年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第 1 号） |
| 日程第 4 | 議案第12号 | 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第13号 | 枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例等の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第14号 | 枚方寝屋川消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第15号 | 和解及び損害賠償の額を定めることについて |
| 日程第 8 | | 一般質問 |

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 8 まで

消防組合議会事務局職員出席者

事務局 長 藤 木 浩 介

(午前10時00分)

○廣岡芳樹議長 皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、年末ご多用のところ、消防組合議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから、平成29年第3回枚方寝屋川消防組合議会定例会を開催いたします。

最初に、管理者の挨拶をお受けいたします。伏見管理者。

○伏見隆管理者 おはようございます。

平成29年第3回枚方寝屋川消防組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、両市議会終了後の大変お疲れのところ、早朝よりご出席いただき、まことにありがとうございます。

まず冒頭、本年7月に職員が強制わいせつ容疑で逮捕され、新聞等で報道されました不祥事に対しまして、被害を受けられた方に心よりおわび申し上げますとともに、議員の皆様をはじめ市民の皆様には大変なご心配とご迷惑をお掛けすることとなり、まことに申し訳なく思っております。

本消防組合では、このたびの事案を重く受けとめて、関係職員を厳しく処分いたしますとともに、再発防止と信頼回復に向け、職員の勤務時間内外における公務員としての自覚とコンプライアンスの徹底に全力を注いでいるところでございます。

今年も残すところあとわずかとなり、火災が起りやすい注意の必要な時期を迎え、本消防組合では、12月1日から歳末警戒に入り、20日からは体制を一層強化し、昼夜にわたり特別警戒を実施いたしております。また、不特定多数の方が利用し、混雑が予想される大型量販店等を対象に特命の立入検査を実施し、利用者の安全確保と防火管理の強化にも努めているところです。市民の皆様には健やかな新年を迎えていただくためにも、引き続き気を引き締めながら、警戒・予防活動に取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

さて、今年も、7月の九州北部豪雨をはじめ、9月の台風18号や10月の台風21号など、全国各地で様々な災害が発生し、多くの尊い生命と財産が失われております。

台風21号では、大阪府内でも2人の死者を出す大きな災害となりましたが、幸いにも枚方・寝屋川両市では、大きな被害もなく安堵したところです。

火災では、昨年12月の新潟県糸魚川市での大火以来、今年に入っても、2月の埼玉

県三芳町での大規模倉庫火災や10月の兵庫県明石市での大蔵市場火災、今年8日の豊中市での死者5人を出す共同住宅火災など、比較的大きな火災が相次いで発生しております。

また、先週17日には、さいたま市の特殊浴場で死者5人を出す火災が発生しました。枚方・寝屋川両市には同様の店舗はありませんが、この火災を受け、類似する風俗営業店舗に対して、利用者の安全確保や火災発生の未然防止など、防火対策に関する注意喚起を行ったところです。

一方、糸魚川での大規模火災を契機に、本消防組合では、現在、大阪府枚方土木事務所や構成両市の関係部局等と調整、協議を図りながら、木造住宅が密集した市街地や消防ポンプ自動車が入り難い狭い地域など危険地域を洗い出し、大規模火災に対応した火災防御に主眼を置いた警防計画を作成しているところです。

また、間もなく消防法施行令が改正され、延べ面積150㎡未満の飲食店に対する消火器の設置が義務化されることから、本消防組合では、再任用職員を活用し、体制を整備しながら、対象となる飲食店に対して周知徹底をはじめ、現地調査や立入検査、設備指導など、迅速かつ適切に対応していきたいと考えております。

昨今、救急件数の増加に歯止めがかからず、今年の救急出動件数も昨年と比較して1,500件以上増加し、既に過去最高の件数を更新しています。今後も高齢化社会の進展によりさらなる救急件数の増加が予測される中、引き続き、市民の皆様には救急車の適正利用の取り組みを啓発、推進するとともに、救急車到着までの空白時間を埋めていくためにも、バイスタンダーによる応急手当の実施率を向上させるなど、救急体制の充実強化に努めてまいります。

本年4月からスタートしました関西医科大学附属病院高度救命救急センターを基点としたドクターカーにつきましては、ほぼ1日1回の出動実績となっており、重篤な傷病者の救命率や社会復帰率の向上、予後の改善など、数々の奏功事例が報告されています。今回の導入により、より重篤な傷病者は、1分1秒でも早く医師の管理下に置くことが重要であることを再認識したところであり、今後は、24時間365日の運用に向けて検証、検討を行ってまいりたいと考えております。

第4次将来構想計画の課題であります消防職員定数条例の見直しにつきましては、本年10月の全員協議会において、同計画に定める目標消防力や総務省消防庁が示す消防力の整備指針などの考え方を議員の皆様にご説明させていただき、皆様から様々な

ご意見を頂戴したところです。今後は、いただいたご意見を踏まえ、本消防組合の職員採用計画や再任用職員数の推移等と整合を図り、課題を整理しながら、2月に開催予定の全員協議会で再度ご説明させていただいた上で、3月の消防組合議会定例会に提案させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、平成28年度消防組合歳入歳出決算の認定のほか、平成29年度補正予算や3件の条例改正の議案、10月に発生しました交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについての議案をそれぞれ提案させていただいておりますので、何とぞよろしくご審議の上、ご認定、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

今後も市民の皆様から親しまれ、信頼される消防組合を目指し、職員が一丸となって、安心・安全なまちづくりに一層の努力を重ねてまいりますので、議員の皆様におかれましては、温かいご指導、ご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。

○**廣岡芳樹議長** 管理者の挨拶が終わりました。

次に、事務局から諸般の報告をさせます。

○**藤木浩介事務局長** ご報告申し上げます。

まず、議員の出席状況からご報告いたします。本日の会議の出席議員は16名、全員出席でございます。

次に、例月現金出納検査の結果でございますが、平成29年6月分から10月分までをお手元に配付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

○**廣岡芳樹議長** ただいま報告させましたとおり、出席議員は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

会議規則第70条に基づき会議録の署名議員を議長において指名いたします。3番漆原議員、8番高見議員。以上のとおりでございますので、よろしくお願いをいたします。

次に、事務局から議事日程の報告をさせます。

○**藤木浩介事務局長** 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 認定第1号 平成28年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定について

- 日程第3 議案第11号 平成29年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第1号）
- 日程第4 議案第12号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正について
- 日程第5 議案第13号 枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例等の一部改正について
- 日程第6 議案第14号 枚方寝屋川消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第15号 和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第8 一般質問

以上です。

○**廣岡芳樹議長** ただいまの議事日程により本日の会議を進めてまいります。

それでは、初めに、日程第1 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今議会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**廣岡芳樹議長** ご異議なしと認め、会期は本日1日といたします。

次に、日程第2 認定第1号 平成28年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。中村会計管理者。

○**中村圭一会計管理者** ただいま上程いただきました認定第1号 平成28年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、監査委員のご意見を付しまして、議会の認定をお願いするものでございます。

平成28年度は、4月に2度にわたり震度7を観測した熊本地震や、12月に新潟県糸魚川市で発生した大規模火災など、全国各地でさまざまな災害が発生し、多くの尊い生命と財産が失われ、改めて危機管理体制の重要性を再認識する年となりました。

本消防組合では、平成28年度からスタートしました第4次将来構想計画に基づき、枚方・寝屋川両市域の消防・救急・救助体制のさらなる強化に努め、「市民の安全・安心の確保」に取り組んでいるところでございます。

今後も厳しい財政状況が予測されますが、消防の使命を果たすため、柔軟な組織体

制の構築と効率的・効果的な業務執行に努めてまいります。

それでは、お手元の歳入歳出決算書に基づきご説明申し上げます。

決算書の4ページをお開きください。

まず、歳入の状況でございますが、第1款 分担金及び負担金から第8款 繰越金までを合わせました歳入合計は、75億1,285万9,670円でございます。

一方、歳出の状況でございますが、6ページをお開きください。

第1款 議会費から第5款 予備費までを合わせました歳出合計は73億9,457万2,160円で、右下、欄外の歳入歳出差引残額は1億1,828万7,510円となっております。

恐れ入ります。36ページをお開きください。

実質収支につきましては、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は1億1,828万8,000円の黒字となっております。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明を申し上げます。

恐れ入ります。12ページにお戻り願います。

歳入関係でございますが、第1款 分担金及び負担金の収入済額は69億3,058万5,380円で、構成両市からの負担金として、枚方市からは41億9,720万5,974円を、寝屋川市からは26億9,146万2,000円を、また、交野市からは、消防指令業務の共同運用に係る負担金として4,191万7,406円をそれぞれ収入したものでございます。

次に、第2款 使用料及び手数料の収入済額は887万2,520円で、主に危険物関係許可申請等手数料などでございます。

次に、第3款 府支出金の収入済額は1,748万6,590円で、次ページの14ページに移りまして、第1項 府負担金は、府立消防学校への教官派遣職員の人件費相当分の職員派遣府負担金907万7,590円でございます。第2項 府補助金は、消防ヘリコプター運営費の補助金840万9,000円でございます。

次に、第4款 財産収入、第5款 寄附金の歳入はございません。

次ページの16ページに移りまして、第6款 諸収入の収入済額は6,008万8,914円でございます。その内訳といたしましては、第1項 組合預金利子として752円、第2項 雑入は、構成両市へ派遣しております再任用職員の人件費相当の収入、防火管理講習会収入など4,254万1,255円、新消防本部庁舎建設工事に係る遅延損害金として1,754万6,907円でございます。

次に、第7款 組合債は3億8,700万円で、新消防本部庁舎建設工事、消防情報シス

テム整備、消防救急デジタル無線整備及び消防車両購入に係る消防防災施設整備事業債でございます。

第8款 繰越金は1億882万6,266円で、平成27年度からの繰越金でございます。

以上、歳入合計は、19ページ最下段のとおり75億1,285万9,670円でございます。

次に、歳出関係につきましてご説明申し上げます。

次ページの20ページをお開きください。

第1款 議会費の支出済額は261万1,086円で、議会運営に要した費用でございます。

第2款 総務費は109万7,843円でございます。

次ページの22ページをお開きください。

主な内容といたしましては、特別職報酬、公平委員会委員報酬、監査委員報酬などでございます。

第3款 消防費は70億6,997万4,385円でございます。

次ページの24ページをお開きください。

第1目 常備消防費66億563万4,740円の主な内容といたしましては、第1節 報酬が1,050万7,137円、第2節 給料が24億9,405万1,560円、第3節 職員手当等が25億4,849万638円。

次ページの27ページをお開きください。

第4節 共済費が9億91万2,190円。

第11節 需用費が2億2,274万5,144円でございます。

次ページの29ページをお開きください。

第12節 役務費が6,070万6,239円。

第13節 委託料は1億8,961万4,834円で、消防情報システムの保守及び消防総務事務等業務委託に係る費用でございます。

第14節 使用料及び賃借料は3,672万9,082円で、消防情報システム機器の借上げの費用でございます。

第18節 備品購入費は3,525万4,292円で、機械器具等の購入費用でございます。

第19節 負担金、補助及び交付金は8,163万3,117円で、枚方市からの派遣職員の人件費負担金などがございます。

次ページの30ページをお開きください。

第2目 非常備消防費は18万8,352円で、消防団の活動に係る費用でございます。

第3目 消防施設費は4億6,415万1,293円で、主な内容といたしましては、第15節 工事請負費が1億6,539万6,300円で、中宮出張所建替工事に係る費用でございます。

第18節 備品購入費は2億8,630万8,000円で、梯子車1台、救急車1台、遠距離大量送排水車1台の消防車両の購入費用でございます。

次に、第4款 公債費は3億2,088万8,846円で、新消防本部庁舎建設、消防車両更新事業等に係る地方債の元金償還金と利子償還金でございます。

次ページの33ページをお開きください。

以上、最下段の歳出合計は73億9,457万2,160円でございます。

なお、38ページから43ページまでの「財産に関する調書」につきましては、勝手ながら説明は省略をさせていただきます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、平成28年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定につきましての提案理由の説明とさせていただきます。

配付いたしております「決算審査意見書」並びに「決算に関する主要な施策の成果」をご参照くださいますと、ご審議の上、ご認定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○廣岡芳樹議長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

堀井議員。

○堀井勝議員 ただいま説明をいただきましたけども、決算書の16ページですね。歳入の目2 弁償費1,754万7,000円というのがございますが、これの内訳をご説明いただきたいと思っております。

以上です。

○廣岡芳樹議長 堀井議員の質問が終わりました。答弁を求めます。

矢追総務部長。

○矢追政宏総務部長 ただいま堀井議員からご質問いただいた件についてお答えいたします。

この金額の内訳は、主に今回の件に関して会議と、それから、枚方市の職員と消防職員との会議等に要した人件費等を中心に算出しております。

以上でございます。

○廣岡芳樹議長 堀井議員。

○堀井勝議員 何の会議に1,700万を要したのかということをお聞きしているわけ
です。

○廣岡芳樹議長 答弁を求めます。

矢追総務部長。

○矢追政宏総務部長 再度お答えいたします。

本事案が発覚して以降、その対応、一部先行して情報指令の関係、119番の関係等を
運用することを進めておりました、それから、免震ゴムの入れかえの工事、工期、そ
れらの打ち合わせ、これらを、枚方市の公共施設担当部門と一緒に様々に会議
等を重ねてきた、その内容について積算しております。

以上でございます。

○廣岡芳樹議長 堀井議員。

○堀井勝議員 この事案は、いわゆる東洋ゴムの偽装の免震ゴムを、この庁舎を建てる
について19基入れたわけですね。それで、それが何年3月でしたか、東洋ゴムのほう
から発表があって、国土交通省にそういう訴えがあって、それで認めて、この消防本
部、もしくは管理者のところに東洋ゴムの社長が謝罪に来たわけですね。それ以来、
取りかえに至るまで相当時間がかかった、その間に何か大きな不祥事件が起こったら、
この庁舎がどうなっていたかわからない、そういったもろもろのものを含めると、果
たして、1,750万ですか、この額が正しいのかどうかということが1点。

それと、被害を受けているのに、消防組合の管理者、また消防長がなぜ告訴しな
かったのかという、その点が非常に疑問なのです。そういったことをちゃんとしておれ
ば、もう少し損害賠償が大きくなったのではないかと私は思いますから質問させてい
ただいているわけですが、お答えいただきたいと思います。

以上です。

○廣岡芳樹議長 答弁を求めます。

矢追総務部長。

○矢追政宏総務部長 再度のご質問にお答えいたします。

この金額の根拠につきましては、顧問弁護士とも相談を重ねた上で、明らかにこの
件に関して費やした経費ということで、今回、この金額を算出しております。

その後の対応としまして、本消防組合といたしましては、一刻も早く市民の安全・
安心を守るために、119番をはじめとした機能の供用開始というものにまず取り組むの

が第一だと、一刻も早く新しい状況で市民の安全を守っていくことが第一でありましたので、今回、告訴については行わなかったという次第でございます。

以上でございます。

○廣岡芳樹議長 以上で堀井議員の質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣岡芳樹議長 質疑なしと認め、これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣岡芳樹議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣岡芳樹議長 ご異議なしと認め、原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第3 議案第11号 平成29年度枚方寝屋川消防組合補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢追総務部長。

○矢追政宏総務部長 ただいま上程いただきました議案第11号 平成29年度枚方寝屋川消防組合補正予算(第1号)の提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算の主な内容といたしまして、枚方市への契約事務の一部委託に伴い、平成30年度当初から業務を開始する各事業について、今年度中に契約手続を行う必要がある経費につきまして、債務負担行為の追加を行うものでございます。

それでは、恐れ入りますが、議案書の2ページをお開き願います。

第1条 債務負担行為の設定につきましては、第1表 債務負担行為補正によりご説明いたします。

3ページをご覧ください。

第1表のとおり、今年度中に契約手続を行う必要がある受付業務委託など合わせて23件を設定するものでございます。

4ページに「債務負担行為に関する調書」を添付させていただいておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、甚だ簡単な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○**廣岡芳樹議長** 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**廣岡芳樹議長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**廣岡芳樹議長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**廣岡芳樹議長** 異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第4 議案第12号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢追総務部長。

○**矢追政宏総務部長** ただいま上程いただきました議案第12号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の8ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

本案は、平成29年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた給与改定を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

勧告の主な内容といたしまして、公務員の給与水準が民間給与を下回っていたことを踏まえ、給料表の水準を引き上げるとともに、勤勉手当につきましても、民間事業所における特別給の支給状況を踏まえ、0.1月分引き上げるものでございます。

本消防組合としまして、管理者市であります枚方市の給与条例の改正内容と同様に、勧告に準じた給与改正を行うものでございます。

それでは、改正内容につきまして、順次ご説明申し上げます。

まず、本年の人事院勧告に伴う正職員の給料表の改定内容につきましては、議案書

の10ページ及び11ページに改定後の給料表を掲載しております。

なお、給料表の改定率につきましては、給料表の適用を受ける職員の平均で0.2%となっております。

それでは、改正内容につきまして参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

議案書の14ページをお開き願います。

改正条例の第1条関係は、本年度から適用する部分について規定したものでございます。

第37条第2項の改正は、勤勉手当の支給月数を引き上げるものでございます。

平成29年12月期の支給率を、正職員は100分の95、再任用職員にあっては100分の45とするものでございます。

附則第8項は、平成29年12月期の勤勉手当の支給月数の変更に伴い、現在1.5%の減額措置を受ける55歳を超える課長級以上の職員の勤勉手当の総額から減じる額の算定に用いる乗率を改正するものでございます。

議案書の15ページをご覧ください。

改正条例の第2条関係は、平成30年4月から施行する部分について規定したものでございます。

第36条及び議案書16ページの第37条第1項は、附則第5項で規定しておりました1.5%の給与減額措置の期間が平成30年3月31日をもって終了することから、その引用規定を削除するとともに、文言の整理を行うものでございます。

第37条第2項は、平成30年度以降の勤勉手当について、第1号は、正職員の支給率を6月期、12月期ともに100分の90に、第2号は、再任用職員の支給率を6月期、12月期ともに100分の42.5に改めるものでございます。

議案書の16ページから21ページの附則第2項から第11項につきましては、これまで給与に関して講じてきました経過措置に関する規定であり、その措置が終了しますことから削除するものでございます。

恐れ入りますが、12ページにお戻り願います。

附則でございますが、第1項は施行期日を定めたものでございます。平成30年度以降の期末・勤勉手当及び1.5%の給与減額措置終了に係る規定については平成30年4月1日から、それ以外の改正については公布の日から施行するものでございます。

第2項について、人事院勧告に基づく改定後の給料表については、平成29年4月1

日から適用するものでございます。

第3項について、本年12月期の期末・勤勉手当の改正については、平成29年12月1日から適用するものでございます。

第4項については、改正前の条例により支給した給与は、改正後の条例による内払いである旨の規定でございます。

議案書の13ページの第5項及び第6項につきましては、本則附則第5項を削除することに伴う条文整理に関する規定でございます。

なお、参考として、本年度実施の人事院勧告に伴います影響額としまして、おおむね3,700万円増加し、一般職の1人当たりの平均支給額は、おおむね4万2,000円でございます。

以上、甚だ簡単な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○**廣岡芳樹議長** 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

有山議員。

○**有山正信議員** ただいまご説明ありました議案第12号の消防組合消防職員給与条例の一部改正についての関連での質問をさせていただきます。

今回の消防組合の給与条例の改正につきましては、人事院勧告に基づく国の改定に準じて、管理者市である枚方市と同様の改正を行うという説明でありました。

先般、枚方市では、メリハリのある人事給与制度の構築に関する中間報告がなされたところであり、構成市である寝屋川市においても、現在、人事給与制度の改革に取り組まれていると聞き及んでおります。

枚方寝屋川消防組合では、行政職の給料表を適用されておりますが、私の知るところでは、消防職については、職務の危険度や勤務の特殊性を踏まえ、一般職とは異なる公安職俸給表を適用することが望ましいとされております。いわゆる公安職の給料表を適用すれば、職員の処遇が改善され、また、士気の高揚にもつながると思うところであります。

また、年功的傾向が強い給与体系から、頑張る職員が報われる、より職務・職責に応じた給与体系が求められており、そうした給与制度を、特に次代を担っていく若手職員には必要である、このように私は思います。

消防組合として、今後、給与制度のあり方をどのように考えているのか、見解をまずお尋ねいたします。

○**廣岡芳樹議長** 有山議員の質問が終わりました。答弁を求めます。

矢追総務部長。

○**矢追政宏総務部長** 有山議員のご質問にお答えいたします。

現在、本消防組合の給与制度につきましては、国家公務員の給与制度を基本に、構成両市の職員と均衡を図る観点から行政職の給料表を適用しております。

こうした状況のもと、本消防組合では、第4次将来構想計画の課題として、総務省消防庁が推進する公安職や消防職給与など、給与制度のあり方の検討を掲げている中で、今後は、「職員がやりがいをもって働くことができる」給与制度を目指し、他市消防本部の給与などの適用状況等を踏まえながら、給与制度のあり方について、研究、検討してまいります。

○**廣岡芳樹議長** 答弁が終わりました。

有山議員。

○**有山正信議員** ご答弁ありがとうございました。

2回目は、意見、要望とさせていただきます。

今後、枚方寝屋川消防組合としてのいわゆる給与制度のあり方を検討、研究していくと、こういうご答弁でありました。

枚方寝屋川消防組合では、これまで、行財政改革の一環として、職員数の削減、職員給与の適正化等に取り組んでこられました。特に、職員給与については、平成16年に設置された給与適正化プロジェクトで議論が行われ、それ以降、休日勤務手当の大幅な削減、指揮監督手当の廃止をはじめ、特殊勤務手当や時間外勤務手当の抜本的な見直しなどの改革が行われ、職員給与の適正化に努めてこられました。これは、私は評価できるものと考えております。

一方、従前から、消防職務の危険度や勤務の特殊性を踏まえれば、国の公安職の給与体系に準じた特別給料表を適用することといった国からの指導方針が示されており、平成18年の国の給与構造改革の際にも改めて全国の消防本部等に通知されておりますが、本消防組合では依然として行政職給料表のままとなっております。

そうした中で、人事行政の運営等の状況の公表では、消防組合の給与基準、いわゆるラスパイレス指数が国家公務員より高い状況であり、その原因をお尋ねすると、高

卒、短大卒の若い職員層の給与水準が高い、こういう見解でありました。その改善策として、来年度から昇任試験制度の見直しを本消防組合として自主的に実施される、このようにもお伺いしております。

このように、消防組合では職員給与の適正化に向けた検討や取り組みが積極的に行われていること、これは一定評価いたします。一方で、頑張っている職員が、働きがいがあると思える給与制度を整備していくこと、これも必要であると思います。そのためにも、国が進める公安職の給料表の採用も含め、消防職員の給与制度のあり方について、ぜひとも今後検討していただきますことを要望して質問とさせていただきます。

○**廣岡芳樹議長** これにて有山議員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**廣岡芳樹議長** 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**廣岡芳樹議長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**廣岡芳樹議長** ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第5 議案第13号 枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢追総務部長。

○**矢追政宏総務部長** ただいま上程いただきました議案第13号 枚方寝屋川消防組合消防職員の退職手当に関する条例等の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書22ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

本案は、国家公務員の退職手当の支給水準を引き下げる措置が講じられることとな

ったため、これに準じ、本消防組合職員の退職手当の給付水準を見直すため、管理者市である枚方市の改正と同様に、本条例等の一部を改正するものでございます。

国家公務員の引き下げの内容につきましては、人事院が5年ごとに行っております民間企業の退職給付に係る調査におきまして、平成27年度の民間の退職給付水準が国より約78万円下回っているとの結果を踏まえ、退職給付の官民格差を調整するために設けられております調整率を100分の87から100分の83.7に引き下げられたものでございます。

それでは、改正内容につきまして、参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

議案書の24ページをお開き願います。

改正条例の第1条関係は、附則第3項に規定しております調整率を改正するものでございます。

現在、退職手当額の計算におきましては、この附則第3項が適用され、条例本則におきまして計算しました額に100分の87の調整率を乗じることとなっており、今回の改正では、この調整率を100分の83.7に改めるものでございます。

改正条例の第2条関係について、附則第2項は、平成19年の制度改正に伴います経過措置といたしまして、仮に平成19年3月31日付で退職したものとして、旧制度で算定した退職手当の額と、現行制度で算定した退職手当の額のいずれか高い方で支給することとしておりますが、この旧制度での算定に用いる調整率につきましても100分の83.7に改めるものでございます。

議案書25ページの附則第4項及び26ページの附則第5項については、既に終了しております経過措置に関する規定を削除するものでございます。

恐れ入りますが、23ページにお戻り願います。

附則でございますが、施行期日を平成30年2月1日とするものでございます。

なお、参考といたしまして、改正による削減効果額につきましては、平成29年度の定年退職者38人で約2,800万円となります。

以上、甚だ簡単な説明でございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○**廣岡芳樹議長** 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣岡芳樹議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣岡芳樹議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣岡芳樹議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第6 議案第14号 枚方寝屋川消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢追総務部長。

○矢追政宏総務部長 ただいま上程いただきました議案第14号 枚方寝屋川消防組合消防職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の27ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

本案は、全国的に保育所待機児童問題が深刻化する中、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、非常勤職員が取得できる育児休業の期間を延長できるようになることから、本条例の一部を改正するものでございます。

具体的には、非常勤職員が保育所等の利用を希望し、申し込みを行っているにもかかわらず、対象となる子が1歳6カ月に達する日以後も、当面、その利用がかなわないう場合において、2歳に達する日まで育児休業を取得、延長できるように整備するものでございます。

改正内容につきまして、参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

議案書の30ページをお開き願います。

第2条第3号のアの(イ)では、非常勤職員は、現在、対象となる子が1歳6カ月に達する日までに任期が満了することなどが明らかでなく、保育所等に入れないうなどの事情がある場合には、1歳6カ月まで育児休業を取得することができるとしておりますが、さらに第2条の4に該当する場合におきましては、対象となる子が2歳に達

する日まで育児休業を取得することができるように定めるものでございます。

第2条の4は、2歳に達する日まで育児休業を取得できる条件について規定したもので、育児休業取得中である職員の対象となる子が1歳6カ月に達する日以後においても、なお保育所等に入所できないなど、当該職員が継続的な勤務をするために育児休業を取得することが特に必要と認められる場合であることを定めるものでございます。

31ページをご覧ください。

第2条の5は、条文の追加による従来の規定を繰り下げるものでございます。

第3条は、対象となる子につきまして、既に育児休業を取得したことがある場合、再度育児休業をすることができる特別の事情といたしまして、先ほどご説明いたしました第2条の4に規定する条件に該当する場合を追記するものでございます。

恐れ入りますが、29ページにお戻り願います。

附則でございますが、施行期日を公布の日からとするものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○**廣岡芳樹議長** 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**廣岡芳樹議長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**廣岡芳樹議長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**廣岡芳樹議長** ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第7 議案第15号 和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。森本枚方消防署長。

○**森本祐司枚方消防署長** ただいま上程いただきました議案第15号 和解及び損害賠償

の額を定めることにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の32ページをお開き願います。

本件は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

事故の概要につきましては、平成29年10月15日日曜日、午前10時16分ごろ、救急事案に出動中の枚方消防署中振出張所の救急車が、枚方市香里園山之手町11番19号宅前を東進中、前方から接近してきた普通乗用車（ポルシェパナメーラ）が、救急車と離合するために停車したことを確認した後、相手方車両の右側方を最徐行で通過する際、救急車の右側前輪フェンダー後部モール部分が、相手方車両の右側後輪フェンダー後部に接触し、双方の車両を損傷させたものでございます。

損害賠償額につきましては、物件損害としまして、相手方車両の修理費用及び代車使用料の合計が111万8,200円であり、当方の事故の責任割合が10割となりますことから、その全額を負担することで相手方と示談を成立させるものでございます。

なお、本件和解は物件損害に対するものであり、対人賠償につきましては、相手方の通院治療が継続されておりますので、治療が完了後に、再度、和解及び損害賠償の額を定め、直近の定例会または臨時会に上程していく予定でございます。

参考資料といたしまして、33ページに事故概況図を添付しておりますので、ご参照願います。

事故原因につきましては、離合時に、道路の左にある側溝と相手方車両との間が狭隘であるにもかかわらず、傷病者宅に早く到着したいという焦る気持ちで先を急いだことや、右サイドミラーでの安全確認に集中するあまり、目視での相手方車両の確認がおろそかになったものでございます。

ご迷惑をおかけいたしました関係者の方々には、深くお詫び申し上げます。

また、本件の救急事案は、事故後、直ちにほかの救急隊を出動させ、万全の処置を講じて対処いたしましたことを申し添えます。

なお、事故当事者に対しましては、厳しく注意喚起と再発防止を指導いたしました。また、全職員にも、巡視や研修などを通じまして、安全運転と交通事故防止の徹底を図ったところでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議のほど、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○廣岡芳樹議長 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣岡芳樹議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣岡芳樹議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣岡芳樹議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第8 一般質問を行います。一般質問については、広瀬議員、西田議員、前田議員、金子議員から通告がありましたので、以上の順番で質問を許します。

初めに、広瀬議員の質問を許します。

広瀬議員。

○広瀬ひとみ議員 おはようございます。一般質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

通告のうちの1番、火災予防保安体制の推進については、取り下げをさせていただきますので、よろしくをお願いします。

それでは、私のほうから、通告に従いまして、第4次将来構想計画で述べられた課題についてお伺いをしたいと思います。

消防防災体制の充実整備として消防防災拠点の整備が挙げられております。建てかえられた中宮出張所も拝見させていただきましたが、訓練施設整備事業について、7月に開かれた第2回の全員協議会で、多種多様な訓練を実施することができる総合訓練施設の整備に向けて検討会を設置するとお聞きをいたしました。検討内容としては、必要性、機能、整備効果、建設場所、そして経費とのことでした。

若手職員が急増する中で、複雑多様化する災害に備えた実践的訓練ができる場を設けることは、消防職員の受傷事故を防ぐとともに、消防力の向上につながる重要な施設だと思います。しかし、一方では、整備費や必要となる整備用地の確保など気になる点もございます。

そこでお伺いをいたしますが、同規模の消防で同様の施設、設備を保有されているところ、また、検討されているところはどの程度あるのか、また、広域での検討はできないでしょうか。

また、訓練施設整備事業とあわせて枚方消防署整備事業も掲げられております。これも移転建てかえの必要性があります。枚方市では市駅周辺再整備に向けた基本計画を策定しているところですが、枚方消防署はどうあるべきとお考えなのか、こちらの検討はどう進められているのか、両施設の整備は個別に検討されるのか、お伺いをいたします。

次に、消防防災体制の充実整備として、消防地水利事業が掲げられています。ここでは耐震性防火水槽の設置促進、水道管等の経年劣化対策を働きかけることとなっておりますが、取り組みの状況をお伺いします。

他市では、消火栓の経年劣化により給水ができず、家屋の全焼に至ったことが今年9月にも報じられておりましたが、消防組合の取り組み状況をお伺いいたしまして1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○**廣岡芳樹議長** 広瀬議員の質問が終わりました。答弁を求めます。

矢追総務部長。

○**矢追政宏総務部長** 広瀬議員のご質問に順次お答えいたします。

他市消防本部における訓練施設の保有状況につきまして、大阪府下では、大阪市消防局、堺市消防局、東大阪市消防局、高槻市消防本部などが保有されているところです。

今回予定している訓練施設は、市民の防火・防災訓練、研修施設を兼ねたものであり、また、管内での災害に対応するため、出動体制を維持しながら訓練を行う必要があることから、広域で整備することは困難であり、本消防組合単独での整備を検討しているものです。

次に枚方消防署につきましては、建設後46年が経過しており、第4次将来構想計画の課題として、消防署として必要な機能を整理した上で、枚方市に働きかけながら、同署の移転も含めた整備計画を検討していきたいと考えております。

当該訓練施設につきましては、枚方市または寝屋川市での整備を予定しており、また、経験の浅い若手職員の育成が喫緊の課題であり、できる限り早期の整備を目指していることから、枚方消防署の整備と切り離し、個別に検討を行うものです。

○廣岡芳樹議長 古川警防部長。

○古川昌純警防部長 次に、消防地水利事業についてのご質問にお答えします。

これまで、耐震性防火水槽の設置を枚方・寝屋川両市の関係部局に働きかけてきましたところ、平成29年4月現在で公設58基、私設217基となっており、毎年数基ずつ増加しております。

私設の耐震性防火水槽につきましては、開発事業等に係る協議の際に設置を指導しているところであり、また、公設につきましては、両市と引き続き協議を行ってまいります。

また、消火栓調査につきましては、水利対策の一環としまして、日常業務の中での水利調査に加え、毎年、特別地水利調査として組合管内全域の消火栓を含めた地水利の状況を調査しており、消火栓に不備がある場合は、水道局と連携して保全に努めているところです。

○廣岡芳樹議長 答弁が終わりました。再質問はありませんか。

広瀬議員。

○広瀬ひとみ議員 2回目は要望とさせていただきます。

まず、消防訓練施設については、出動体制を維持しながら訓練を行う必要があるということで、単独での整備の必要性は一定理解をさせていただきました。早期の整備が必要ということで、枚方消防署の整備とは切り離して検討されるということでしたが、既に築後46年ということですので。耐震化はなされたものの、災害対策の重要な拠点施設としては決して十分とは言えず、用地の決定や確保も含め、整備に一定期間を要することを考えると、建て替えの検討についてもあわせて進めていただきたいと思います。

公共施設等総合管理計画を年度内に策定するよう消防庁から通知も出されており、この策定後に個別施設ごとの長寿命化計画の策定に取りかかることが求められているところでもあります。計画的に施設の整備が推進できるように取り組んでいただきたいと思います。

消防地水利事業については、消火栓については毎年全域調査をいただいているということでありました。いざというときに給水、放水できないということのないように取り組んでいただきたいと思います。災害時に断水が生じた場合など、防火水槽の果たす役割は大変大きいと思います。耐震性防火水槽については、少しずつ増加

をしているということでありましたが、目標値が定かではなく、これで十分な取り組みとなっているのか判断がつきません。今後、充足率といった目標設定ができないのかなどについてもお考えいただきたいとお願いいたしまして質問を終わらせていただきます。

以上です。

○廣岡芳樹議長 広瀬議員の一般質問は終わりました。

続きまして、西田議員の質問を許します。

西田議員。

○西田昌美議員 一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

質問通告にあります1つ目のドクターカーについては、質問を取り下げさせていただきます。

それでは、住宅用火災警報器について質問します。

住宅用火災警報器の設置率は、総務省の調査によりますと、平成29年6月時点で全国81.7%、大阪府は82.9%となっています。全国での住宅火災の件数は、新築住宅に対する住宅用火災警報器の設置義務化がスタートした平成18年以降減少していて、住宅用火災警報器の一定の効果があらわれていると考えられます。しかし、まだ2割近くの住宅に火災警報器の設置がされていないのが現状です。

寝屋川市田井町では、今年7月に、火災により高齢のひとり暮らしの方が亡くなられるということがありました。また、朝日新聞12月19日付夕刊によりますと、18日深夜から19日朝に大阪府内で火災が4件相次ぎ、70歳以上の3人の方が亡くなられ、4人が負傷されたとの報道がありました。

高齢者は、火災発生時、火災に気づくこと、避難することに対して咄嗟の行動をとることが難しく、被害が大きくなるのが考えられるのではないのでしょうか。

高齢者の住宅にこそ住宅用火災警報器の設置が急がれるべきだと考えます。

そこで以下のことをお聞きします。

1つ目に、枚方市、寝屋川市の住宅用火災警報器の設置状況はどのようになっていますか。また、設置状況を把握するためにどのような調査をされていますか。

2つ目として、住宅用火災警報器の設置と火災時の被害に関連はありますか。また、寝屋川市で起こった高齢者の住宅火災ですが、この住宅には住宅用火災警報器は設置されていたのでしょうか。

3、今後、火災警報器の未設置世帯に対して、どのように対応をしていけますか。

次に、寝屋川市の違反対象物についてです。

枚方寝屋川消防組合管内の違反対象物は、現在、寝屋川市の物品販売店1件となっています。公表は昨年10月に行われ、既に1年以上が経過しましたが、消防組合としてどのように対応されていますか。また、違反対象物とする基準はどのようなものですか。

以上で1回目の質問といたします。

○**廣岡芳樹議長** 質問が終わりました。答弁を求めます。

東口予防部長。

○**東口敏巳予防部長** 西田議員のご質問にお答えいたします。

本消防組合管内の住宅用火災警報器の設置率は、本年6月現在、72.4%でございます。

住宅用火災警報器の設置状況調査につきましては、住宅防火診断や甲種防火管理講習会等でアンケート調査を実施し、設置率を算出いたしております。

これまでの普及啓発事業では、管内全住戸へのリーフレットの配布をはじめ、出前講座、住宅防火診断、また、各種イベントなどあらゆる機会を捉えて啓発を行ってきました。

そうした中、本年度は、さらなる設置率の向上を目指し、両市の全自治会に対し、設置啓発用チラシの回覧を行ったところでございます。

次に、寝屋川市田井町の火災ですが、当該対象物には自動火災報知設備が設置されており、火災を知らせるベルが吹鳴している状況でございました。

また、火災警報器の設置と火災時の被害との関連につきましては、住宅用火災警報器の設置により火災を未然に防げた奏功事例が多数報告されていることから、一定の効果があるものと認識をいたしております。

今後も、あらゆる機会を利用し、住宅用火災警報器の設置啓発を行うとともに、維持管理等の徹底を呼びかけ、市民生活の安全・安心が確立されるよう、さらなる普及啓発事業を推進してまいります。

続きまして、寝屋川市の違反対象物の状況についてお答えいたします。

本消防組合では、平成28年4月1日より、重大な消防法令違反のある防火対象物の情報をホームページに公表しております。公表の対象となる防火対象物は、百貨店や

ホテル、病院、社会福祉施設など不特定多数の方が利用される建物で、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備の消防用設備等が一切設置されていない対象物でございます。

現在公表している防火対象物は、寝屋川市内の物品販売店1件で、自動火災報知設備が未設置となっております。現在、寝屋川消防署の予防課による継続的な指導がなされており、防火管理者の選任等のソフト面や、消火器等の設置は既に完了しており、自動火災報知設備につきましても、来年1月には設置完了の予定となっております。

○**廣岡芳樹議長** 答弁が終わりました。再質問はありますか。

西田議員。

○**西田昌美議員** 再質問はありません。要望といたします。

消防庁によりますと、住宅火災における死者（放火、自殺などを除く）のうち約7割が65歳以上の高齢者となっております。近年の高齢化の進展とともに、この割合のさらなる増加が懸念されるとしています。大阪市でも、本格的な高齢化社会を迎えた現在にあって、さらなる高齢化の進展や高齢者の単独世帯数の増加といった社会的傾向からも、火災被害の増加が危惧されるとしています。

そして、住宅火災による死者の発生原因で最も多いのは逃げおくれとなっております。住宅用火災警報器の設置が火災発生や火災の発生に至る前段階で発見できる手段として非常に有効であることから、高齢者宅をはじめとする市内全ての住宅を戸別訪問し、放火防止対策も含めた防火指導を通じて、より効果的な火災予防の啓発に取り組んでいくとされています。

また、消防庁では、住宅火災から高齢者を守るために、敬老の日に、高齢者に住宅用火災警報器や住宅用消火器、また防災品などをプレゼントしたり、設置されている住宅用火災警報器の点検をかわりにしてあげることなどを推進する住宅防火・防災キャンペーンを平成24年から展開しています。

枚方寝屋川消防組合としても、高齢化の進展に合わせ、高齢者の火災による被害を防ぐために、高齢者世帯の住宅用火災警報器の設置状況を把握するとともに、未設置世帯については、速やかな設置に向け対応していただくよう求め、質問を終わります。

○**廣岡芳樹議長** 以上で西田議員の一般質問は終わりました。

続きまして、前田議員の質問を許します。

前田議員。

○前田富枝議員 一般質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

私は、市民の安心のためには、消防力を強化していかなくてはならないと思っております。平成27年度に組合議員をさせていただいた際にも、救急体制の強化として、長尾と神田両出張所における5人体制での消防ポンプ車と救急車の兼務運用について質問をさせていただきました。そのときのご答弁では、両出張所の兼務運用については、引き続き検証を行いながら検討していくということでした。

その後の平成28年度から第4次将来構想計画が始まり、その計画には、長尾・神田出張所の運用を見直し、専任の救急隊を配備していただくことや、また、関西医科大学附属病院の高度救命救急センターを基点として出動するドクターカーシステムの構築など、救急医療体制の充実強化が掲げられている中、今年度から二つの事業が開始されたことは大変喜ばしいことだと思っております。

しかしながら、ドクターカーの運用は、消防組合の救急車を輪番で救命センターに派遣されているとお聞きをしておりますが、各署所に配備されている救急車がドクターカーに詰めている場合、そのエリアの消防力は低下するのではないかと思います。消防組合の見解をお聞きさせていただきます。

○廣岡芳樹議長 質問が終わりました。答弁を求めます。

矢追総務部長。

○矢追政宏総務部長 前田議員のご質問にお答えいたします。

高齢化の進展や疾病構造の変化等により、全国的に救急件数が増加していることから、総務省消防庁が示す消防力の整備指針の改正により救急車の必要台数が増加され、本消防組合の必要台数は15台から16台になりました。

こうしたことに加え、ドクターカーの運用を開始していくために、5人体制で火災及び救急事案に対応しておりました枚方東消防署長尾出張所と寝屋川消防署神田出張所の運用を見直し、本年4月から専任の救急隊を配備し、本消防組合管内を17隊の救急隊により24時間体制でカバーしているところです。これにより、消防力の整備指針で定める台数を1台上回っている状況となり、ドクターカーの輪番運用による消防力の低下を招かないよう、救急体制の充実に努めているところです。

○廣岡芳樹議長 答弁が終わりました。再質問はありませんか。

前田議員。

○前田富枝議員 ドクターカーの輪番運用によって消防力の低下を招かないようにしていくというご答弁でしたが、きちんとした検証を行っていただくように要望しておきます。

次に、中宮出張所への救急車配備についてお聞きをします。

第3次将来構想計画では、救急車が配備されていない出張所に順次救急車を配備し、将来的には全署所への救急車の配備を目指すとされておりました。

しかし、第4次将来構想計画では、中宮出張所への配備につきましては、救急需要の動向を検証しながら今後も検討されていくと示されており、トーンダウンしたように感じております。

また、氷室出張所の兼務運用につきましても、過去に質問をさせていただきましたが、兼務運用を解消することもなく現在に至っております。

冒頭、管理者のご挨拶にもありましたが、消防月報の11月にいただきました資料でも、救急出動件数は3万1,906件となっており、昨年度よりおよそ1,500件増加している状況です。今後も救急件数が増加していくことが予想されますが、今後の救急体制に対して、消防組合が進むべき方向性をどのように考えておられるのか、これは消防長にお聞きをさせていただきます。

○廣岡芳樹議長 質問が終わりました。答弁を求めます。

藤中消防長。

○藤中明広消防長 前田議員の2回目のご質問にお答えいたします。

中宮出張所への救急車の配備につきましては、今後の両市の人口の動向や救急需要等の推移を見きわめながら、約3年半後からの次期将来構想計画の検討課題としていきたいと考えております。

また、氷室出張所における消防ポンプ車と救急車の兼務運用につきましては、消防力の整備指針に基づき、平成18年4月から実施をしているものでありますが、同指針の基準では、運用開始からこれまでの間、兼務運用の継続を妨げる状況は発生いたしておりません。

○廣岡芳樹議長 答弁が終わりました。再質問はありませんか。

前田議員。

○前田富枝議員 中宮出張所の救急車の配備については、早急に対策を検討していただきたいと要望したいですし、また、氷室出張所の兼務運用については、兼務運用の継

続を妨げる状況は発生していないということですが、何も起こっていないからこのままでいいという考えで果たしてよいのでしょうか。総務部長の答弁でもございましたけれども、救急車の配備台数は整備指針を上回っているからいいんだということではなくて、枚方市・寝屋川市両市の市民が安心できる体制をとっていただきますように両市長さんに強くお願いいたしまして私の質問を終わらせていただきます。

○廣岡芳樹議長　これで前田議員の一般質問を終わります。

続きまして、金子議員の質問を許します。

金子議員。

○金子英生議員　寝屋川市の金子英生です。このたびは、枚方寝屋川消防組合議会12月定例会にて一般質問の機会を与えていただき、まことにありがとうございます。

それでは、1つの事項につきまして、通告に従い質問させていただきます。

1、4月より運用が開始されたドクターカーですが、命を守る施策として数多くの市民が待ち望んでいたものです。実際の導入につきましては、様々な方面から検討がなされて導入に至りました。導入していただいたことで、私も周りの市民の方々から、安心感が増したというお言葉や、ドクターカーについて万が一の時は頼りにしていません等の喜んでいただいているお言葉をいただく機会があります。

本日が12月26日であり、11月末日までの約8カ月間に関して、枚方市、寝屋川市、交野市でのドクターカー運用件数と、ドクターカーでの奏功事例があればお示しくください。また、医師が最初の処置を行う時間ですが、平均でどれくらいの時間がかかっているのか、お示しくください。

2、ドクターカーに関しては、高規格救急車の運用で、駐機及び待機が関西医科大学附属病院です。関西医科大学附属病院から離れている場所については、通報のあった場所から一番近い署や出張所から高規格救急車及び消防車がP A連携をとり出動されることもある態勢となっております。ドクターカーとのドッキングにおいて、救急車2台のドッキング、ここでは医師と救急隊長2名の移動が行われます。ドクターカーが到着しない間では、救急隊員同士や救急救命士による心肺機能停止及び心肺停止並びに重篤な患者の情報伝達などについては、連携した報告、連絡、相談が行われていると思います。

特に、ドクターの乗務していない通常の救急車からドクターカーへの移乗に関しては、情報伝達の重要性が非常に増すものかと思えます。人の命を救えるか救えないか、

情報伝達での大事な場面であると考えます。短時間での専門的な緊張感の中でのやりとりと思われませんが、ドクターカー到着までの間、通常の救急車内でどのような方法で情報伝達を行い対応しているのか、お伺いします。

併せて、出場時におけるプレホスピタルケアに理解のある医師が見ることによる救急隊員の検証、並びに関西医科大学附属病院における救急指令待機時での救急隊員の運用、これは病院研修とのことですが、この約8カ月での運用で救急隊員の教育実態や事後検証はどのようなものか、また、その効果があればお示してください。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

○**廣岡芳樹議長** 質問が終わりました。答弁を求めます。

古川警防部長。

○**古川昌純警防部長** 金子議員のご質問にお答えします。

ドクターカーの出動件数につきましては、運用開始の4月3日から11月末日までの間に、枚方市域145件、寝屋川市域63件、交野市域21件、合計229件のドクターカー出動をしております。

奏功事例につきましては、心拍再開し入院加療となったものは、枚方市域で3件、寝屋川市域で2件でございます。

また、通常、119番覚知から病院到着までの時間は平均約33分ですが、ドクターカーの導入により、枚方市域で約14分、寝屋川市域で約17分、交野市域で約18分となり、医師の管理下に置くまでに平均で約20分短縮されており、傷病者の予後経過に大きく影響するものと考えております。

次に、出動時の情報伝達、共有につきましては、直近救急隊とドクターカー隊との間で、車載無線、携帯電話等を使用し、出動時から情報伝達、医師の指示等を綿密に行うことにより、早期の医療行為着手が可能となっております。

救急隊員の検証につきましては、医師、看護師、救急救命士を含むコメディカルが一堂に会しドクターカー事例検討会を開催するなど、奏功事例及び課題を含めフィードバックしております。また、待機時におきましても、担当医師の指導のもと研修を実施し、お互いの信頼関係を築くことにより、より質の高い救命活動を行っております。

○**廣岡芳樹議長** 答弁が終わりました。再質問はありませんか。

金子議員。

○金子英生議員 丁寧な答弁をいただき、ありがとうございます。再質問はありませんが、要望を述べさせていただきます。

ドクターカーの導入から運用、そして、時期を見て運用時間や運用内容の検証が行われることと思います。ドクターカーの運用事案で、プレホスピタルケアに理解のある医師が多く存在する現場を見ること、それが救急隊員活動の事後検証や教育にも生かされ、結果的には救急隊員のパフォーマンスの向上、すなわちメディカルコントロールの質の向上につながるものと考えております。

別の観点から一番大きなポイントだと私は考えていることがあります。ドクターカー導入によるプレホスピタルケアの理解及び普及のさらなる促進です。市民一人一人が院外で心肺機能停止及び心肺停止の人と遭遇した際に、命を取り戻すことができる可能性のある方法として、気道確保及び心肺蘇生法、AEDを使用するの救命処置等があります。この初動を行うか行わないかで救命率及び社会復帰率が全く違ってきます。

- 1つ、市民の方々が迅速なAEDの使用、質の高い心肺蘇生法の処置を行うこと。
- 2つ、119番通報から救急車による現場までの時間短縮を行うこと。
- 3つ、現場から搬送病院への時間を短縮すること。

この3つを含めた地域救急医療能力の高さをいかに高めるかが今後の課題であり、ドクターカーを導入したのもその1つの要因です。

第4次将来構想計画の概要では、ドクターカーシステム整備事業の基本目標は、救急体制の充実強化です。基本計画に救急医療体制の充実強化とあります。これから重篤傷病者の救命率、社会復帰率の向上に向けて必要なことは、かけがえのない人の命を守るため、1分1秒を争う中、目の前の命にどう向き合い、自分自身がどう動くか、その初動効果の大切さをいかに市民に広げるか、さらなる広報や啓発活動及び普及活動を徹底していただくことを要望いたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ご清聴まことにありがとうございました。

○廣岡芳樹議長 金子議員の一般質問を終わります。

以上をもって一般質問を終結いたします。

これをもちまして、本日の会議に付された案件は全て終わりました。

閉会に際し、管理者からの挨拶をお受けいたします。伏見管理者。

○伏見隆管理者 閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

年末、殊のほかお忙しい中、各案件につきまして慎重にご審議いただき、いずれもご認定、ご可決いただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

本日いただきましたご意見につきましては、今後の消防行政に反映していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

枚方・寝屋川両市の市民の皆様には健やかな新年を迎えていただけるよう、本消防組合としても、職員一人一人が一層気を引き締め、年末年始の業務に当たってまいり所存です。

なお、新春恒例の消防出初式につきましては、1月7日日曜日、午前10時から、寝屋川市太間地先 淀川河川公園・木屋元地区 ラグビー場において、枚方市・寝屋川市の各消防団と消防組合の合同で実施する予定です。

寒さ、まことに厳しい折ではございますが、議員の皆様にはぜひご臨席いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、まことに簡単ではございますが、閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○廣岡芳樹議長 伏見管理者の挨拶は終わりました。

それでは、私から閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、年末、何かとご多忙にもかかわらず、ご出席賜り、まことにありがとうございました。また、この1年間、消防組合議会の運営などにご協力、ご支援を賜りまして、重ねて御礼を申し上げます。

本年も残りわずかとなりました。皆様方には、つつがなく新年を迎えられますよう、高い席からではございますが、ご祈念を申し上げまして、本日の会議の閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

慎重審議を賜りまして、まことにありがとうございました。

それでは、これもちまして閉会をいたします。

(午前11時40分 閉会)

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記するためここに署名する。

平成29年12月26日

枚方寝屋川消防組合議会

議 長 廣 岡 芳 樹

枚方寝屋川消防組合議会

議 員 漆 原 周 義

枚方寝屋川消防組合議会

議 員 高 見 雄 介